

意見書第 9 号

「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を
求める意見書（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会
会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次の
とおり提出します。

平成20年9月30日

草津市議会議長

木村 辰巳 様

提出者
草津市議会議員

奥村 次一

村田 進

大脇 正美

藤井 三恵子

西村 隆行

「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を求める意見書（案）

急速な少子・高齢化により、年金・医療・福祉などの社会保障制度はもちろんのこと、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せ、働くことに困難を抱える人々が増加し、社会問題となっている。また、近年の急速な構造改革により、経済、雇用、産業などの様々な分野や地域間において格差が生じ、とりわけ労働環境の問題は深刻さを増しており、失業と合わせて、「ワーキングプア」、「ネットカフェ難民」、「偽装請負」などの新たな貧困と労働の商品化が広がっている。さらには、障がいを抱える人々や、社会とのつながりをつくれない若者など、働きたくても働けない人々の増大は、日本全国を覆う共通した課題である。

こうした中、市民自身が協同で地域に必要なサービスを事業化し、社会に貢献する喜びや尊厳を大切にして働き、人と人とのつながりとコミュニティの再生を目指す「協同労働」という新しい働き方が注目されている。地域社会においても、自由競争を前提とした経済システムの中では成り立ちにくい「安全な食、高齢者支援、子育て支援、環境保全、障がい者の就労」などに関する非営利事業へのニーズが飛躍的に高まっている状況にある。また、労働者協同組合（ワーカーズコープ）、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障がい者団体などにおいて、多くの人々がこの「協同労働」に携わっており、その波は日本社会に着実に広がりつつある。

しかしながら、日本は、「協同労働」の協同組合制度を承認する他のG7各国と異なり、働く人、利用者及び支援者が協同して新しい事業とその経営組織を生み出し、また、振興するための法制度がない状況にある。すでに、欧州では、「社会的協同組合法」（イタリア）、「生産労働者協同組合法」（フランス）などの名称で、失業や社会的排除、貧困に苦しむ市民や仕事を求める人々にとって、仕事おこし、地域再生を図る有効な制度となっており、日本においても、国会での法制化の検討が始まっている。

よって、国会及び政府においては、社会の実情を踏まえ、市民活動という側面のみならず、新しい労働のあり方や就労の創出、地域の再生、少子・高齢社会に対応する有力な制度として、「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）を速やかに制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月30日

滋賀県草津市議会議長 木村 辰巳

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
衆議院議長
参議院議長



あて